



参加者からは具体的なケース事例の質問も出されました

福祉用具活用の問題点を

探る講演会を開催

介護保険制度がスタートして五年が経過しましたが、本年八月には制度の見直しの一部として、軽度者（要支援・要介護一）へのベッドや車椅子等、六品目の福祉用具貸与の取扱いに関し例外的なケースを除き、十月から保険給付の対象外とする通知が厚生労働省から示されました。

本会福祉用具利用支援担当では、十月一日の「福祉用具の日」を記念して、日ごろの取り組みを広く普及させていくことを目的に、「介護保険法改正による福祉用具活用の現状と問題点」と題した講演会を開催いたしました。

まず、城西国際大学福祉総合学部教授の服部万里子氏より、「在宅サービス利用者の三十八％が福祉用具を利用し、平成十七年度の利用者数は約九万六千人と、年々その数は伸びている」という実態を報告。さらに「自立のための福祉用具の必要性」を強調し、制度改正により「ケアマネジャーは医療関係者と連携し、利用者の生活実態を確認して福祉用具

の必要性を検証すること」「その上で、ケアマネジャーによるケアマネジメントを新たなステージにつなげていくこと」の必要性を唱えました。

次にNPO法人神奈川県介護支援専門員協会副理事長、阿部充宏氏は、「ケアマネジャーの福祉用具への知識不足により専門家に全てを任せてしまうという懸念があり、反省すべきである」とし、「関係機関との連携により、ケアマネジャーも福祉用具の知識を高め、特にアセスメントに関しては、利用者の希望とその分析を正確に記入すること」等を述べ、地域で起きている事例を確実に吸い上げ、地域連絡会との連携による実態調査を行い、その結果を踏まえて国に対する提言を行う必要性について話されました。

最後に服部氏が、「ケアマネジャーは、訪問調査等で利用者から聞かれたことだけに回答するのではなく、生活の場で困っている訴状を正確に伝えていくといった、利用者の代弁者としての役割があってもいいのではないか」と結ばれました。

（福祉用具利用支援担当）

それぞれの節目を記念し

神奈川県社会福祉大会開催

去る十月十九日に第五十五回県社会福祉大会が開催されました。

本年は「ともに生きる福祉社会づくり」をめざし、昭和五十一年に始まった「ともしび運動」の三十周年、たすけあいの文化の創造をめざす「共同募金運動」の六十周年にあたり、永年にわたり社会福祉の推進に貢献された方々の功績をたたえる県知事表彰や本会会長表彰、共同募金会長表彰の他、「ともしび運動三十周年記念功労者」、「県共同募金会六十周年記念」の表彰も併せて行われました。

特に「ともしび運動」の功労表彰については、ともしびポスター・絵本コンテストに五回以上入賞している児童や、ともしびショップに五年以上従事している方その他、概ね十年以上にわたり市町村や県域にわたる運動の推進者や、ともしび基金への寄付者等を対象に、表彰状を授与いたしました。

今年度の受賞者の内訳は、県介護賞（八人）、社会福祉関係者知事表彰